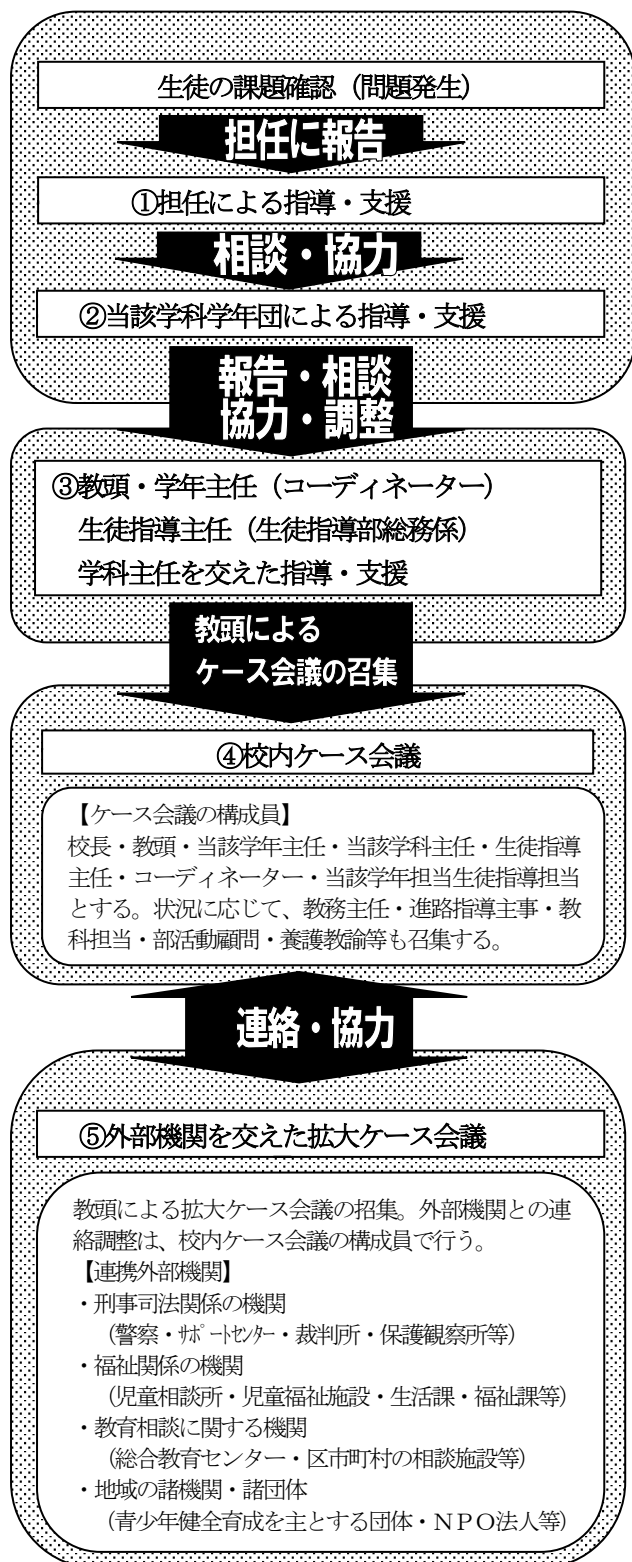


# さいたま桜高等学園 生徒指導体制

本年度の生徒指導は、学年を軸とした体制とする。課題解決に向けての生徒指導・支援体制については、以下のとおりとする。



学校経営方針の「生徒指導上の様々な課題の解決に向けて、教職員と保護者の協力関係の充実を図る」ことを実現するためには、まず教職員の共通理解のもと生徒指導・支援が行われることが必要不可欠である。

本校の生徒指導の方針は、「生徒心得」を基準とし、校内規則を守り、実践できる生徒の育成が目標である。生徒たちが「社会で許されない行為は、学校でも断じて許されない」ことを理解し、実践できるように日々の教育活動を通して促すこととする。

## 生徒の課題確認

・生徒の課題 (問題行動) に対して、担任以外の教職員が指導・支援を行い、担任に報告する。

## ①担任による指導・支援

・担任が個別に事情聴取を行い、事実確認後に指導・支援を行う。  
・複数該当する生徒がいる場合は、聴取した内容の妥当性、信頼性などを含め整合性を確認する。

## ②当該学科学年団による指導・支援

・ある程度まとまった時間を抽出して指導・支援が必要な場合は、学科主任に報告し、授業調整を行った後、個別指導・支援を行う。  
※授業から抽出しての指導・支援を行う (行った) 場合、必ず管理職 (教頭) に報告を行う。

## ③教頭・学年主任・生徒指導主任・学科主任を交えた指導・支援

・報告・相談を受け、教頭・学年主任・学科主任・生徒指導主任間で指導・支援方針を立て、特別指導 (支援) を行う。  
・生徒指導に関する案件は、生徒指導部総務係を中心に指導体制をとる。(特別指導シラバス作成は、生徒指導部総務係が作成する)  
・生徒指導にあたる教職員が所属する学科主任は、授業調整を行う。  
・案件の内容によっては生徒指導に教務主任・進路指導主事・教科担当・部活動顧問・養護教諭等も指導・支援にあたる。  
・指導方針等の説明を含め、保護者との連絡・連携は、担任が行う。  
※生徒指導・教育相談の両側面に関わる案件については、原則、まずは問題行動に対しての生徒指導を行う。問題行動に対する反省を促す中で教育相談を交え、特別指導終了後に継続した支援を行う。

## ④校内ケース会議

・教頭が必要と判断する場合は、校内ケース会議を設ける。  
・ケース会議の構成員は左記の表のとおり。

## ⑤外部機関を交えた拡大ケース会議

・校内での指導・支援だけでは生徒の課題解決が困難であると教頭が判断した場合は、外部機関を交えた拡大ケース会議を設ける。  
・拡大ケース会議は、校内で行うことの他に外部機関を訪問して行うこともある。外部機関を訪問して行う場合は、教頭の指示のもと数名の教職員が参加し、校内ケース会議の構成員に会議内容を伝達する。  
※外部機関を交えた拡大ケース会議を設ける必要がある案件については学校全体で共通理解を図り、一部の学年・学科のみで対応するのではなく、全教職員で協力して指導・支援にあたる。  
※外部機関へ連絡する際も、関係主任と内容等、相談・報告を行い組織として対応する。